

# 令和7年度 障害者職業生活相談員資格認定講習のご案内 (追加募集)

【講習内容】 障害者雇用の理念と障害者雇用対策の動向、障害別にみた特徴と雇用上の配慮、事業所における障害者雇用の取組事例の紹介 等

【受講対象者】

障害者を5人以上雇用する事業所で、障害者職業生活相談員（裏面をご参照ください。）として選任が予定されている方、及びこれに準ずる方

※法令遵守の観点から受講の必要性が高い事業所を優先して受け入れているため、申込状況によって受講のご希望に添えない場合がございます。

【講習時間】 10時間以上（オンライン配信3日間） 【開催場所】 オンライン配信

【受講費用】 受講料無料

【開催日時 / 定員 / 募集期間】

## ◆第2回【オンライン配信】 20名

令和7年 8月20日(水)・21日(木)・22日(金)  
1, 2日目：12:30～17:00 3日目：10:30～16:00

(任意受講科目)

「意見交換会（精神障害者雇用）」10/17(金) 14:25～16:25

※ 追加募集期間 令和7年5月22日(木)～令和7年7月9日(水)

【申込方法】 下記記載のホームページをご確認の上、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部（高齢・障害者業務課）へ所定の様式で、メールにてお申込みください。

※兵庫県外の事業所からの受講申し込みは、兵庫県内の事業所の受講決定後、定員に空きがある場合のみ受講可能とさせていただきます。

※お申込みが定員を超える場合は、先着順ではなく、「受講申込書」の受講希望理由(1)～(7)の優先順位にて受講者を決定します。

※できるだけ「1事業所の申込は各回1名まで」をお願いします。ご事情により複数の申込を希望される場合は、申込書の受講優先順位欄もご記入ください。定員に空きがある場合のみ受講可能とさせていただきます。

※国や地方公共団体等の公務部門を対象とした「公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習」は厚生労働省がオンデマンド形式で実施しています。当機構が実施する講習には、公務部門に勤務する職員の方は受講いただけませんのでご注意ください。

## ◆「障害者職業生活相談員資格認定講習について」

[http://www.jeed.go.jp/location/shibu/hyogo/of\\_28\\_ks\\_kousyu\\_R7.html](http://www.jeed.go.jp/location/shibu/hyogo/of_28_ks_kousyu_R7.html)



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

兵庫支部

【お問い合わせ先】

兵庫支部 高齢・障害者業務課 認定講習担当

電話番号：06(6431)8201

メールアドレス：hyogo-kosyo@jeed.go.jp

QRコードはこちらです▼

らしく、はたらく、ともに/  
JEED



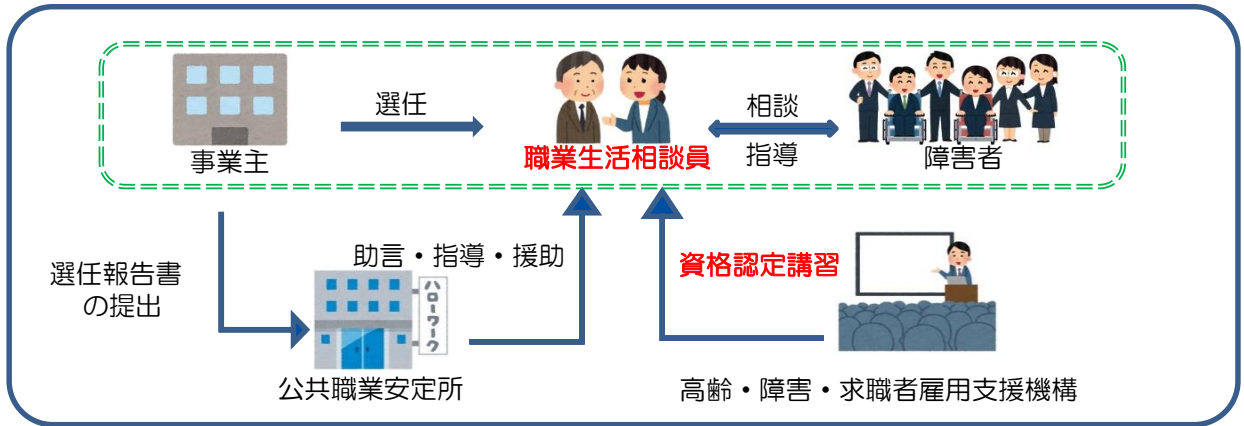
# 障害者職業生活相談員のご案内

職業を通じて障害者の社会参加をすすめるためには、各企業が積極的に雇用の場を提供しようとすることはもちろん必要ですが、採用後も障害者の職業生活の充実を図ることが大変重要です。

このため、法律<sup>(注)</sup>では事業主は**障害者を5人以上雇用する事業所ごとに障害者職業生活相談員**を選任し、その者に障害者の職業生活全般についての相談・指導を行わせなければならないとしています。

(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律

## 障害者職業生活相談員のしくみ



## 障害者職業生活相談員の職務

次の内容について障害者から相談を受けたり、障害者を指導したりすることが職務です。

- ① 適職の選定、職業能力の開発向上等職務内容について
- ② 障害に応じた施設設備の改善等作業環境の整備について
- ③ 労働条件、職場の人間関係等職場生活について
- ④ 余暇活動について
- ⑤ その他職場適応の向上について

## 障害者職業生活相談員の要件

★厚生労働省令で定める資格要件

(例えば裏面の**障害者職業生活相談員資格認定講習を修了した方**。詳細は以下の表をご参照ください) を満たし、かつ、公共職業安定所(ハローワーク)に選任の届け出をすることが必要です。

★障害者職業生活相談員の選任要件、選任手続き等についてご不明な点は、ハローワークへお問い合わせください。

## 障害者職業生活相談員になるための「厚生労働省で定める資格要件」

「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則」より

1	「障害者職業生活相談員資格認定講習」を修了した方
2	職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練(福祉工学科に係るものに限り)を修了した者又はこれに準じる者として厚生労働大臣が定める者
3	学校教育法による大学もしくは高等専門学校の卒業生又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練(福祉工学科に係るものを除く)、職業能力開発大学校もしくは職業能力開発短期大学校の応用課程の高度職業訓練の修了者もしくはこれらに準じる者として厚生労働大臣が定める者で、その後1年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
4	学校教育法による高等学校(旧中学校令による中等学校を含む)または中等教育学校を卒業した者(学校教育法施行規則第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む)で、その後2年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
5	その他の者で、 <b>3年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者</b>
6	上記に掲げる者に準ずる者(※)

(※)「上記に掲げる者に準ずる者」とは、職場適応援助者養成研修修了者又は「個別的なサポートを行う支援者を必要とする障害者」を支援する者に対する研修(国の機関の職員に対する障害者の職場適応援助者養成事業)修了者を指します。